

改正

令和3年12月1日要綱第29—1号

令和4年3月30日要綱第1—11号

天城町新婚さん応援生活補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天城町（以下「町」という。）で新たな人生の第一歩を踏み出す新婚さんを支援し、定住人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 婚姻届を提出し、受理された日から1年以内の夫婦をいう。
- (2) 居住費 婚姻したことを機に、町内に新たに建物を購入する費用若しくは建築する費用、又は賃借する際に要した、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、当該住宅手当分を控除した額）をいう。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他の引っ越しに係る費用（勤務先から赴任手当等が支給されている場合にあつては、当該手当分を控除した費用）をいう。
- (4) 家具等購入費用 結婚を機に必要なとなった家具及び家電の購入又は設置費用をいう。ただし、婚姻日以前6ヶ月以内又は婚姻日以後1年以内に購入したものを対象とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が45歳以下である世帯
- (2) 対象となる住居が本町にある世帯
- (3) 住民票が対象となる住居にあり、町に5年以上の定住の意思がある世帯
- (4) 他の公的制度による家賃補助を受けていない世帯
- (5) 過去にこの制度に基づく補助等を受けたことがない者
- (6) 町税等（町において賦課された町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等をいう。）を滞納している者がいない世帯
- (7) 自治会に属し、町民として地域活動に積極的に参加し、地域住民と協調して地域活性化に継続して寄与することができる世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象世帯から除外する。

- (1) 本人及び同一の世帯に属する者が、天城町暴力団排除条例（平成24年6月19日条例第12号）第2条第4号及び第5号に該当しないこと
- (2) 夫婦のどちらか一方又は両方が転勤等で一時的に町へ転入している世帯
- (3) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用、家具等購入費用を合計した額の2分の1以内とし、上限15万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、婚姻届を受理された日から1年以内に、天城町新婚さん応援生活補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合に限る。）
- (4) 物件の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合に限る。）
- (5) 住宅手当等支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借又は引越費用の場合に限る。）
- (6) 住居費に係る領収書
- (7) 引越費用に係る領収書
- (8) 家具等購入費用に係る領収書及び写真
- (9) 誓約書（様式第3号）
- (10) 自治会加入証明書（様式第4号）
- (11) 町税等完納証明書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付の決定及び確定)

第6条 町長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査により、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定及び確定し、天城町新婚さん応援生活補助金交付決定通知及び確定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、天城町新婚さん応援生活補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しの部分について既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定及び確定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認めたとき

(報告等)

第9条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日要綱第29—1号)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日要綱第1—11号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。